

日本学生ゴルフ連盟競技規定

日本学生ゴルフ連盟競技規定

第1章 総則

- 第1条 本規定は、日本学生ゴルフ連盟の主催する競技会に対して適用する。ただし、本規定は、競技会の運営に対する適用を主旨とし、ルール上は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則による。
- 第2条 大会役員、競技会スケジュールは、開催地区の学生連盟が決める。
- 第3条 日本学生ゴルフ連盟が主催する競技の運営は、委員長、副委員長全員の同意を必要とする。

第2章 競技者

- 第4条 競技参加資格者は、本連盟の学生でアマチュアたる資格を保有している者。
次の場合には、出場資格を失う。
- イ. 日本ゴルフ協会および日本学生ゴルフ連盟よりアマチュアたる資格を停止または剥奪された者。
 - ロ. 日本学生ゴルフ連盟より競技者たる資格を停止または剥奪された者。
 - ハ. 学校当局より、停学その他の処分を受け、いまだ処分解除を受けぬ者。
 - ニ. 連盟加入初年度により4年を経過した者。
 - ホ. 連盟登録3年以下で、プロテストまたはQTを受験した者。ただし4年生の者の受験は認めるが、その場合でもプロテストの最終を受験した場合には、出場資格を失う。
- 第5条 競技者の義務
- イ. 当連盟員は、当連盟主催・後援競技をいかなる競技よりも優先しなければならない。
 - ロ. エチケット、ルール、マナー並びに競技管理上のあらゆる規定を熟知し、かつ厳守すること。
 - ハ. プレーは迅速に行うべく努めること。
 - ニ. 競技者は、先行組および後行組との間隔に留意しなくてはならない。
 - ホ. 委員会が制定するプレーの進行についてのガイドラインに正当な理由なく違反した組は、初回の違反には警告、2回目の違反には2ペナルティーを課罰する。その後改められない場合は、不当な遅延となる起因者を競技失格とする場合がある。ここでいうプレーの進行についてのガイドラインとは、原則として9ホールズ2時間以上、もしくは先行組に15分または1ホール以上遅れてプレーしてはならないことである。プレーの進行についてのガイドラインの変更、およびスロープレーの判断に関しては、競技委員長以下競技委員が一切の責任と権限を有する。
 - ヘ. プレーは原則としてセルフプレーによって行い、常にスポーツマンとして立派な態度を保持し、公正な行動をなし言語を慎むこと。
 - ト. ボールは公認球を使用し、ゴルフ規則(2012年度以降版)、埋土袋、グリーンフォーク、スコップを常に携帯し、埋土は必ずすること。また、埋土袋には常に砂を入れておくこと。
 - チ. 喫煙は厳禁。ただし、駐車場の車内、クラブハウス内の所定の喫煙場所でのみ喫煙可。
 - リ. スコアカードの提出は競技委員が確認するまで立ち去らぬこと。

- ヌ. 競技運営に関しては、競技ごとに競技委員の指示に従うこと。
- ル. 以上の規定に反したものは、第4章第22条に準ずる。

第6条

- イ. 参加申し込み(エントリー)の方法
 - 1. 申し込み締め切り期日までに定められた用紙にて申し込むこと。
 - ① 選手氏名、学年、学部を記入。
 - ② 団体正式名称、主将氏名、主務氏名を記入し、それぞれ捺印する。
 - ③ 提出日を記入した後に提出すること。
- ロ. 対抗戦における対戦表の提出方法
 - 1. 当連盟にて定められた用紙に、大学名、選手氏名、連盟登録年、および提出日を記入した後に提出すること。

第3章 大会および競技会

第7条

本連盟主催の競技会を分けて対抗戦(団体戦)、選手権(個人戦)とする。

第8条

競技方法は原則としてマッチプレーないし、ストロークプレー(ともにスクラッチ)に限る。

第9条

全国大学ゴルフ対抗戦

- イ. 毎年1回夏季に行う。
- ロ. 北海道学生ゴルフ連盟推薦する1校、関東学生ゴルフ連盟の推薦する6校、中部学生ゴルフ連盟する3校、関西学生ゴルフ連盟の推薦する4校、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する2校、九州学生ゴルフ連盟の推薦する2校の計18校によって戦う。
- ハ. 競技方法および選手登録は次のようにする。
 - 1. 1日18ホール・ストロークプレー、2日間計36ホール・ストロークプレーとする。
 - 2. 選手登録は、6人までとし、選手中の選手交代は認めない。
 - 3. 出場5人の上位4人の合計ストローク数により順位を決める。
 - 4. 順位決定において、同点の場合には、5番目の3日間の合計ストロークにより、さらに同点の場合には、4、3、2、1の順に合計ストロークによって決める。
 - 5. 日本学生ゴルフ連盟競技規定を使用。

第10条

全国女子大学ゴルフ対抗戦

- イ. 毎年1回夏季に行う。
- ロ. 北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1校、関東学生ゴルフ連盟の推薦する4校、中部学生ゴルフ連盟の推薦する2校、関西学生ゴルフ連盟の推薦する3校、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する1校、九州学生ゴルフ連盟の推薦する1校の計12校によって戦う。
- ハ. 競技方法および選手登録は次のようにする。
 - 1. 1日18ホールズ・ストロークプレー、2日間計36ホールズ・ストロークプレーとする。
 - 2. 選手登録は5人までとし、試合中の選手交代は認めない。
 - 3. 出場4人の上位3人の合計ストローク数により順位を決める。
 - 4. 順位決定において同点の場合には、5番目の2日間の合計ストロークにより、さらに同点の場合には、3、2、1番の順位に合計ストロークによる。
 - 5. 日本学生ゴルフ連盟競技規定を使用。

第11条 信夫杯争奪日本大学ゴルフ対抗戦

- イ. 毎年1回秋季に行う。
- ロ. 北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1校、関東学生ゴルフ連盟の推薦する4校、中部学生ゴルフ連盟の推薦する2校、関西学生ゴルフ連盟の推薦する3校、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する1校、九州学生ゴルフ連盟の推薦する1校の計12校によって戦う。
- ハ. 競技方法および選手登録は次のようにする。
 1. 1日18ホール・ストロークプレー、2日間計36ホール・ストロークプレーとする。
 2. 選手登録は6人までとし、試合中の選手交代は認めない。
 3. 出場5人の上位4人の合計ストローク数により順位を決める。
 4. 順位決定において、同点の場合には、5番目の2日間の合計ストロークにより、さらに同点の場合には、4, 3, 2, 1番の順に合計ストロークによる。
 5. 日本学生ゴルフ連盟競技規定を使用。

第12条 信夫杯争奪日本女子大学生ゴルフ対抗戦

- イ. 毎年1回秋季に行う。
- ロ. 北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1校、関東学生ゴルフ連盟の推薦する4校、中部学生ゴルフ連盟の推薦する2校、関西学生ゴルフ連盟の推薦する3校、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する1校、九州学生ゴルフ連盟の推薦する1校の計12校によって戦う。
- ハ. 競技方法および選手登録は次のようにする。
 1. 1日18ホール・ストロークプレー、2日間計36ホール・ストロークプレーとする。
 2. 選手登録は6人までとし、試合中の選手交代は認めない。
 3. 出場5人の上位4人の合計ストローク数により順位を決める。
 4. 順位決定において、同点の場合には、5番目の2日間の合計ストロークにより、さらに同点の場合には、4, 3, 2, 1番の順に合計ストロークによる。
 5. 日本学生ゴルフ連盟競技規定を使用。

第13条 朝日杯争奪日本学生ゴルフ選手権

- イ. 毎年1回信夫杯の後に行う。
- ロ. 各地区連盟より推薦を得た98人の選手によって戦う。
- ハ. 競技方法
 - 1日目18ホール・ストロークプレーとする、2日目計36ホール・ストロークプレーにより順位を決める。

第14条 朝日杯争奪戦日本女子学生ゴルフ選手権

- イ. 毎年1回信夫杯の前もしくは後に行う。
- ロ. 各地区連盟より推薦を得た48人の選手によって戦う。
- ハ. 競技方法
 - 1日目18ホール・ストロークプレー、2日間計36ホール・ストロークプレーにより順位を決める。

第15条 文部科学大臣杯争奪日本学生ゴルフ王座決定戦

イ. 毎年1回冬季に行う。

ロ. 人数未定、日本高等学校ゴルフ連盟との話し合いにより決める。

ハ. 競技方法

1. <団体戦>1日18ホール、2日間計36ホール・ストロークプレーにより行う。

競技方法の詳細については、日本高等学校ゴルフ連盟との話し合いにより決める。

2. <個人戦>1日18ホール、2日間計36ホール・ストロークプレーにより、2日間の合計ストローク数が最も少なかった者が優勝。

第16条 日米大学ゴルフ選手権

今年度の開催は未定。

第17条 その他の本連盟主催競技については委員会の決定による。

第18条 競技委員長以下競技委員は、その競技において一切の責任と権限を有する。

第19条 上記各競技会の予選に関しては、各地区連盟の競技規定に準じて行う。

第4章 雑則

第20条 特別な推薦選手を参加させるのは、競技委員会の承認を得ること。

第21条 シード選手ならびに出場資格獲得の基準は競技スケジュールとともに発表される。

第22条 罰則

イ. 正当な理由なき場合は、下記の者は失格とし、その時点から対抗戦および選手権の出場を期限付き停止とする。

1. 無断欠席者、遅刻者、埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則不携帯者。(ただし、この遅刻者とは開会式・アピアの始まる時間に遅れた者を指す。)

2. その他、競技委員が協議して試合参加不相当と認められた者。

3. ラウンド中の喫煙者、ならびに所定喫煙場所以外での喫煙者。

ロ. 期限

1. 遅刻者、埋土袋、スコップ、グリーンフォークおよび、ゴルフ規則不携帯者はその試合のみ出場停止。

2. 無断欠席者は1年間出場停止。

3. 学生ゴルファーとして不名誉な行為、および第2章第5条第イ項に反する行為を行った者およびクラブは、常任理事会の議を経て譴責、または期限付き出場停止、もしくは除名とする。

4. 第5条イ項に違反して喫煙した者は6ヶ月間の出場停止とする。尚、指定練習日においても同様。

5. その他の出場停止期限については、その都度、競技委員長および常任委員会によって検討される。

ハ. 服装

服装規定は別にこれを定める。

第23条 ギャラリー（選手、競技委員以外の全ての者）のコース立ち入りについて、その都度大会実施規定に記載することとする。ただし、1番・10番のティーグラウンドおよび、9番・18番グリーン付近での応援、見学はいかなる場所も可とするが、静粛にすること。ただし、学連が特別に許可した者は立ち入りを認める。コース内に立ち入る際は、学連が示す注意事項を順守すること。注意事項に反する行為があった場合は次による。

1. 当該校のギャラリー全員を即刻退場とし、大学に対し警告を与える。
2. 警告を受けた大学が、他の競技会において再び注意事項に反する行為を行った場合、その後の競技会には期限付きでギャラリーのコース内立ち入りを認めない。
3. ただし、重大な違反行為があった場合は前記1、2の限りではない。

第24条 監督・コーチ内の立ち入りおよびアドバイスについて団体競技において、各チームは競技委員会の許可を得て、連盟に登録されている監督、コーチのいずれか1名を選任し、コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。ただし、監督、コーチの選任が不可能の場合は、前日のアピアまでに競技委員会の許可を得て、当該学校の関係者を1名コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。

第25条 ミーティング

ミーティングに遅れた場合には失格。

第26条 本規定の改定は常任委員会の3分の2以上の賛成を必要とする。

日本学生ゴルフ連盟 服装規定

連盟加盟員として、学生らしく、清潔感ある服装を心がけること

【ポロシャツ】

1. 襟付きシャツを着用のこと。
2. 競技においては自校のユニホームを用い、ユニホームなき場合は無地のゴルフウェアを着用のこと。
3. 襟無し半袖シャツ（ハイネックシャツ）、袖無しシャツ（ノースリーブシャツ）、着丈の短い（おへそが見える）シャツの着用は認めない。
4. 学校名を必ず付けること（胸のところ、首の後ろ、袖のところ。どこか一ヶ所以上）
5. ポロシャツの裾はズボンやスカートの中に入れること

【アンダーウェア】

1. ストレッチ素材のもので、上には半袖ポロシャツを着用のこと
2. ストレッチ素材でないもの（長袖Tシャツ等）の着用は認めない。

【ズボン】

1. 無地のもので、色は白・黒・グレー・ベージュ・紺に限る。
2. 股上の浅いもの、カーゴパンツ、ライン（前後、側面全て）の入っているものは着用禁止。
3. 男子の短パン着用は不可。
4. 女子はスカート、ハーフパンツの着用は認めるが、ひざ上10センチ以内とする。7分丈のパンツ着用は不可。
5. パンツのポケットの数は原則として前後2つずつとする。但し機能性のあるポケットは1つのみなら許可する。
6. パンツの素材は、綿が50%以上含まれている且つ、見た目が誰から見ても綿のパンツに見えること。
7. 女子は膝上10cm以内のもの且つ、上記の条件を満たしていればよい。
8. 女子は、七分丈のパンツは着用不可。
9. 女子は、短いパンツを履く際、インナーは同色且つ、その長さを超えてはならない。

【防寒着】

1. セーター、ベスト、ウインドブレーカー、レインウェア等を着用する際も、その下にポロシャツを着用すること。
2. クラブハウス内ではレインウェアを着用しないこと。

【頭髪】

1. 他人に不快感を与えるような髪型、染髪を禁ずる。

【装飾品】

1. ピアス、貴金属類のアクセサリは着用禁止。節度を守ること。
2. サングラスは派手なものでなければ良いものとする。
3. ネイルは全面禁止とする。

【その他】

1. 自分で判断できないものは、写真を撮り送付するなど必ず学連に聞くこと。
2. 服装規定に違反したものは、原則として出場できない。

【コース来場時、移動時、式典参加時の服装】

1. 学生服またはブレザー、革靴（黒または茶）を着用すること。
2. 夏季期間中（6月～9月）は学生服またはブレザーを着用はしなくとも持参すること。
3. クラブハウス内ではジーンズ類、Tシャツ、サンダル等、ゴルフ場に相応しくない格好はしないこと。

【ミーティング時の服装】

1. 自校のユニホーム、学生服、ブレザーのいずれかを着用すること。

【着帽の徹底】

1. 危険防止、日射病防止のため、プレー中は必ず帽子を被ること。
2. サンバイザーは不可。
3. スタート時に帽子の無い者は失格とする。

【コースに付設したロッジ、ホテルでの服装、行動】

1. クラブハウス内での入浴、食事の際はジャージやスウェットの着用は自粛すること。（襟付きシャツを着用し、スリッパで館内を歩き回らないこと。）
2. 浴室で黒髪に戻すことのないよう、事前に染髪を行ってくること。
3. 浴室で使用したタオルはきちんと指定場所に片付けること。
4. 廊下で騒がないこと。部屋の備品を壊すことのないよう静に過ごすこと。
5. 夜遅くの外出は控え、早めの就寝を心がけること。
6. クラブの関係者、スタッフの方へ積極的に挨拶すること。

【練習内での行動】

1. 周りの迷惑にならないよう、私語は真み、騒がないこと。
2. 練習後は現状復帰して退場すること（ゴミ処理も忘れずに）
3. 来場、退場の際は挨拶をきちんとすること。
 - ※ 上記の違反について、競技委員より指示があった場合はそれに従うこと。従わない場合は当該競技への参加は認めない。
 - ※ 大会の開催コースのドレスコートは、日本学生ゴルフ連盟服装規定よりも優先する。
 - ※ この規定は練習ラウンド（合宿等の課外活動を含む）においても適用される。

制定 平成22年2月27日

施行 平成22年4月1日